

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項においては、地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該特定所有者不明土地の使用権及び当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件の所有権又はその使用権（以下「土地使用権等」という。）の取得についての裁定を申請することができることとされています。また、法第19条第1項においては、法第15条の規定により土地使用権等を取得した事業者（以下「使用権者」という。）は、裁定において定められた土地等使用権（土地使用権又は物件使用権をいう。以下同じ。）の存続期間を延長して使用権設定土地（法第15条の規定により取得された土地使用権の目的となっている土地をいう。以下同じ。）の全部又は一部を使用しようとするときは、当該使用権設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することができることとされています。これらの裁定申請に当たっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号。以下「規則」という。）第19条第12号において、事業者又は使用権者は、事業者又は使用権者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類を提出することを定めています。

また、法第22条第1項においては、使用権者は、土地使用権等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならないこととされています。承認申請に当たっては、規則第29条第2項第8号において、土地使用権等の全部又は一部を譲り受けようとする者（以下「譲受人」といい、法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類を提出することを、同項第9号ニにおいて、土地使用権等の一部を譲り渡そうとする場合においては、使用権者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類を提出することを定めています。

これは、地域福利増進事業について、法第10条第1項の規定による裁定申請があったときは、都道府県知事は当該裁定申請に係る事業が基本方針（所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（平成30年法務省・国土交通省告示第2号）をいう。以下同じ。）に照らして適切なものであること等を確認することとされているところ、基本方針において、事業者（法人にあってはその役員）が暴力団員等でないことに留意し、当該確認をする

ことを定めていることを踏まえれば、事業者、使用権者又は譲受人（事業者、使用権者又は譲受人が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当する場合には、裁定申請又は承認申請が却下されることとなるためです。

については、地域福利増進事業からの暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、下記のとおり取り組むこととしたので、都道府県の各部局におかれましては、その実施に遺漏なきようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。また、本件については、警察庁から各都道府県警察の長及び各方面本部長に対し、別添「土地所有者等関連情報の提供の対象者及び地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について（通達）」（令和元年 5 月 31 日付警察庁丁暴発第 25 号）が発出されていることを申し添えます。

記

1. 排除対象者

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

2. 排除対象者該当性についての照会

法第 13 条第 1 項若しくは法第 19 条第 3 項の裁定又は法第 22 条第 1 項の承認を担当する都道府県の部局（以下「裁定等担当部局」という。）の長（以下「裁定等担当部局長」という。）は、法第 10 条第 1 項若しくは法第 19 条第 1 項の規定による裁定の申請又は法第 22 条第 1 項の承認の申請があった場合において、法第 39 条第 2 項の規定による土地所有者等関連情報の提供の請求時点から役員が変わっている等、事業者、使用権者又は譲受人が排除対象者であるか否かを改めて確認する必要があるときは、当該裁定申請又は承認申請に係る特定所有者不明土地又は使用権設定土地の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、事業者、使用権者又は譲受人の排除対象者の該当性の有無について文書（別記様式）に加え、当該事業者、使用権者又は譲受人（事業者、使用権者又は譲受人が法人である場合にあっては、その役員）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R 等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより照会するものとする。

3. 排除対象者に該当した場合の対応

2 の照会に対し、暴力団対策主管課長等から、事業者、使用権者又は譲受人が排除対象者に該当するとの回答が行われた場合には、裁定等担当部局長は、当該裁定申請又は承認申請を却下するものとする。

4. 照会等に関する留意事項

- (1) 裁定等担当部局長と暴力団対策主管課長等との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

5. 情報管理の徹底

裁定等担当部局長は、本通知に基づく照会その他暴力団対策主管課長等との間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6. 連携の強化

裁定等担当部局長と暴力団対策主管課長等は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、地域福利増進事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7. その他

(1) 本通知に基づく暴力団対策主管課長等への照会の結果、事業者、使用権者又は譲受人が排除対象者に該当すると判明した場合には、当該事業者、使用権者又は譲受人の情報を遅滞なく国土交通省土地・建設産業局企画課に情報提供することとする。

(2) 本通知に基づく業務の運用は、令和元年6月1日から開始するものとする。

別記様式

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

暴力団対策主管課長 殿

裁定等担当部局長 印

照会書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）に
土地 使用 権 等 の 取 得 に つ い て の 裁 定
基づく 土地等使用権の存続期間の延長についての裁定 の事務に関し、下記の者が「
土 地 使 用 権 等 の 譲 渡 の 承 認
地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について」（令和元年 5 月 31 日付国土交
通省土地・建設産業局企画課長通知）に規定する排除対象者に該当するか否かについ
て、照会します。

記

- 1 照会対象者
別添のとおり。

（参考）排除対象者

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ・ 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

※ 別添を用いない場合は、
氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所
を記載し、法人の場合は、
その法人の名称
を加えて記載すること。

別添

照会文書記載例

シメイ	氏名	和 曆	年	月	日	性 別	住所	法人名
ロウトウ タロウ	労働 太郎	S	30	03	04	M	東京都千代田区	●●(株)
ハケン ハナコ	派遣 花子	H	1	11	30	F	東京都府中市	(株)▲▲
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	●●県▲▲郡■■町	■■(有)
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	M	大阪市中央区	(有)××
キュウシュウ サブロウ	九州 三郎	S	39	08	02	M	神奈川県横浜市	個人

(補足説明)

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性は M、女性は F)、住所(市区町村まで全角)、法人名(全角)をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第25号
令和元年5月31日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

土地所有者等関連情報の提供の対象者及び地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について（通達）

土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）を根拠とした暴力団排除条項に基づき、「土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について（通達）」（平成31年1月9日付け警察庁丁暴発第6号。以下「旧通達」という。）及び別添1「土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について」（平成31年1月9日付け国土企第55号）により推進しているところであるが、今般、新たに法における地域福利増進事業の実施のための措置に関する規定が施行されるに伴い、別添2「地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について」（令和元年5月31日付け国土企第7号）のとおり、地域福利増進事業からの暴力団排除についても推進することとした。よって、各都道府県警察にあっては、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）との緊密な連携の下、土地所有者等関連情報の提供の対象者及び地域福利増進事業からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 概要

(1) 土地所有者等関連情報の提供等

法第39条第2項においては、都道府県知事又は市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）を実施しようとする者からその準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報（土地所有者等と史料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所等をいう。以下同じ。）の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供する旨規定されている。

また、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国

土交通省令第83号) 第55条第1項においては、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者(国の行政機関の長等を除く。以下「交付請求者」という。)は、その必要性を証する書面の交付を当該土地の所在地を管轄する市町村長に求めることができる旨規定されている。

(2) 地域福利増進事業

地域福利増進事業とは、法第2条第3項第1号から第10号までに掲げられた事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業のことをいい、本事業に係る都道府県知事の裁定及び承認については、以下のとおり規定されている。

ア 土地使用权等の取得

法第10条第1項において、地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、当該事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該特定所有者不明土地の使用权及び当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件の所有権又はその使用权(以下「土地使用权等」という。)の取得についての裁定を申請することができる旨規定されている。

イ 土地等使用权の存続期間の延長

法第19条第1項において、法第15条の規定により土地使用权等を取得した事業者(以下「使用权者」という。)は、裁定において定められた土地等使用权(土地使用权又は物件使用权をいう。以下同じ。)の存続期間を延長して使用权設定土地(法第15条の規定により取得された土地使用权の目的となっている土地をいう。以下同じ。)の全部又は一部を使用しようとするときは、当該使用权設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用权の存続期間の延長についての裁定を申請することができる旨規定されている。

ウ 土地使用权等の譲渡

法第22条第1項において、使用权者は、土地使用权等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない旨規定されている。

2 排除対象者

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

3 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

ア 土地所有者等関連情報の提供等

土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者又は交付請求者が2の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県又は市町村の情報提供担当部局の長から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号。以下「情報提供通達」という。）に基づき、適切に対応すること。

なお、土地所有者等関連情報に係る照会に対し、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

イ 地域福利増進事業

事業者、使用権者又は使用権者から土地権利等の全部又は一部を譲り受けようとする者が2の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県の裁定等担当部局の長（以下「裁定等担当部局長」という。）から暴力団対策主管課長等に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、情報提供通達に基づき、適切に対応すること。

なお、地域福利増進事業に係る照会に対し、文書により回答する場合には、別記様式第2号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、事件捜査等を通じて使用権者又は使用権者から土地権利等の全部又は一部を譲り受けた者が排除対象者であると認めた場合は、当該排除対象者が実施している地域福利増進事業の事業区域を管轄する裁定等担当部局長に対し、速やかに文書（別記様式第3号「通知書」）により通知すること。

(3) 保護対策

情報提供又は裁定等の担当部局の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

○ ○ 長 殿

○ ○ 課 長 印

回 答 書

土地所有者等関連情報の提供の事務に関して、照会書（平成○年○月○日付け第○号）
で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する事由があると認められる。
 - ・ 該当する事由があると認められない。
- 5 その他

○ ○ 長 殿

○ ○ 課 長 印

回 答 書

土地使用权等の取得についての裁定（土地等使用权の存続期間の延長についての裁定、土地使用权等の譲渡の承認）の事務に関して、照会書（令和○年○月○日付け第○号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する事由があると認められる。
 - ・ 該当する事由があると認められない。
- 5 その他

文 書 番 号
年 月 日

○ ○ 長 殿

○ ○ 課 長 印

通 知 書

地域福利増進事業に関して、下記の者が排除対象者と認める事実を確認したことから通知します。

記

1 商号

2 所在地

3 代表者

4 通知理由

(記載例：上記の法人については、「役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの」に該当すると認められるため。)

5 その他